

総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

空き家解体の 廃棄物処理費 補助事業

昨年度に引き続き、今年度も長く空き家となつている建物を対象に、解体・撤去にかかる廃棄物処理費用を補助します。

補助対象

町内の個人所有住宅で空き家の解体および撤去に要する廃棄物処理費用

【補助要件】

- ①個人の所有物件であり、借地の場合は土地所有者の同意を得ている建物であること
- ②解体撤去事業者は、町内業者であること
- ③公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助がないこと

- ④アパート等事業の用に供していた家屋等でないこと
- ⑤隠居・納屋・倉庫のみの解体ではないこと
- ⑥補助金申請時のおおむね1年以上居住していないこと
- ⑦申請時に築40年以上経過していること

申請者 個人の家屋等の所有者で、町税および使用料等を滞納していない方

補助金額

解体・撤去にかかる廃棄物処理費用全額(上限50万円まで)
※お一人につき1回限り

提出書類

申請に際しては、
事前に直接、総務政策課企画政策班(役場別館2階)までお越しください。

申請時

補助金交付申請書、見積書等、固定資産税土地・家屋課税台帳兼名寄帳(税務課で入手できます)、位置図および現況写真、その他町長が必要と認めるもの

完了時

実績報告書、産業廃棄物業者の請求書・領収書、産業廃棄物管理票(A票)のコピー、写真、その他町長が必要と認めるもの

事業年度

平成28年度

～平成30年度の3か年

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。



人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

5月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

平成29年工業統計調査を実施します

- 平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。



工業統計キャラクター
コウちゃん

経済産業省・和歌山県・日高町

職員異動

4月1日付けで職員の仕事異動を行いました。異動した職員は、次のとおりです。()内は、旧所属です。

課長級

税務課長(税務課副課長)

玉置 尚範

上下水道課長(上下水道課副課長)

玉置 俊則

副課長・主幹級

住民福祉課副課長

(総務政策課主幹(和歌山県後期高齢者医療広域連合派遣))

山澤 研一

出納室副室長(総務政策課主幹)

崎山 孝也

税務課主幹(出納室主幹)

田中 佳子

農業委員会出向(住民福祉課主幹)

楠岡 崇

課長補佐級

総務政策課課長補佐(住民福祉課課長補佐)

楠山 周子

上下水道課課長補佐(産業建設課課長補佐)

貴志 芳博

志賀保育所長(内原保育所主任保育士)

岩橋かをる

係長級

産業建設課係長兼農業委員会出向

(住民福祉課係長)

山本 剛士

内原保育所主任保育士

(志賀保育所主任保育士)

川端 雅子

志賀保育所主任保育士

(内原保育所主任保育士)

原 千真

健康推進課係長(健康推進課主査)

道 恵美

主査級

教育委員会出向(健康推進課主査)

芦川 健太

出納室主査(出納室主事)

田坂紀理子

主事級

住民福祉課主事(健康推進課主事)

岩崎 稜

健康推進課主事(教育委員会出向)

三井田 迅

和歌山地方税回収機構出向(税務課主事)

坂田 大樹

住民福祉課主事(新規採用)

清水 椋也

健康推進課主事(新規採用)

山田 紘暉

税務課主事(新規採用)

秋山 岳

産業建設課主事(新規採用)

船代 颯人

税務課主事(再任用)

上谷真由美

税務課主事(再任用)

堀田 隆也

教育委員会出向(再任用)

田村 修一

退職者

(税務課長)

上谷真由美

(上下水道課長)

田村 修一

(税務課副課長)

堀田 隆也

(志賀保育所長)

松原千代子

再任用任期満了

(住民福祉課主事)

嶋田 敏

(住民福祉課主事)

山田千恵美



教育委員会 お知らせ



就学援助資金のお申し込みについて

経済的な理由で就学が困難な家庭へ、小・中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

対象者は、町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で教育委員会が定める基準(ひとり親家庭医療費受給者・児童扶養手当受給者・生活保護基準に準ずる程度)に該当する方となっております。学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助資金が支給されます。詳しくは、教育課学校教育班(☎63・2038)まで。

お問い合わせは、下記まで。
学校教育班(☎63・2038)
生涯学習班(☎63・3812)

